

【豪州政府】州境開放に向けた検討、国際旅客受入数の増加、緊急事態宣言の延長
(新型コロナウイルス関連)

【ポイント】

●9月4日(金)の国家内閣後の記者会見で、モリソン首相は、12月を目途にホットスポット(感染多発地域)の概念を用いて州境開放すること等を含む計画策定を進めることでWA州以外の全州と大筋で合意した旨を表明しました。

●豪州政府は、豪州人等の帰国を支援するため、空港の国際旅客の受入れ数増加に取り組むことに合意しました。

●豪州政府は、豪州人及び豪州永住者の海外渡航の原則禁止等の措置を可能とする人のバイオセキュリティに関する緊急事態宣言の期間を3か月延長し、12月17日(木)までとすることを発表しました。

【本文】

1 9月4日(金)の国家内閣後の記者会見で、モリソン首相は、12月を目途にホットスポット(感染多発地域)の概念を用いた州境開放を行うこと等を含む計画策定を進めることでWA州以外の全州と大筋で合意した旨を表明しました。

豪州政府は今回、ホットスポットに指定する検討を開始する条件として、市中感染が、都市部においては3日で30件以上、地方部においては3日で9件以上発生した場合を提案しており、今後さらに検討が進められます。

2 豪州政府は、豪州人等の帰国を支援するため、州・準州政府や航空会社と協力し、隔離施設等のキャパシティがある州・準州の国際線到着を増やすなどして、空港の国際旅客の受入れ数増加に取り組むことに合意しました。

○以上、豪首相府メディア・ステートメント

<https://www.pm.gov.au/media/national-cabinet-040920>

3 豪州政府は、豪州人及び豪州永住者の海外渡航の原則禁止等の措置を可能とする人のバイオセキュリティに関する緊急事態宣言の期間を3か月延長し、12月17日(木)までとすることを発表しました。

○以上、豪州保健省ホームページ

<https://www.health.gov.au/ministers/the-hon-greg-hunt-mp/media/human-biosecurity-emergency-period-extended-by-three-months>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>